

再生碎石（RC-40、RC-30、RM-40及びRM-30）特記仕様書

建設工事等に伴い発生するコンクリート廃材等を破碎又は泥土を固化して製造する再生碎石（RC-40、RC-30、RM-40及びRM-30）の性状について、次のとおり規定する。

1. 材 料

建設工事等の際に発生するコンクリート廃材等を機械破碎したもの又は泥土を固化したものなどを用いる。

2. 機械破碎又は固化して製造したものとする。

2-1 最大粒径40mmの製品はRC-40及びRM-40、最大粒径30mmの製品はRC-30又はRM-30と称する。

2-2 本品はごみ、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦、プラスチック、金属等の有害物を含まないものとする。

2-3 品質確保のため新材を混入する場合は、新材の混入率は50%以下とする。

3. 品 質

3-1 品質の基準

	塑性指數	修正CBR	すりへり減量
RC-40及びRC-30	6以下	20%以上 [30%以上]*	50%以下
RM-40及びRM-30	4以下	80%以上 [90%以上]*	50%以下

* アスファルト・コンクリート再生骨材が含まれる場合の修正CBRの基準値に[]内の値を適用する。ただし、40°CでCBR試験を行う場合は、通常の値を満足すればよい。

3-2 再生碎石の粒度範囲

ふるい目の開き (mm) 呼び名	ふるいを通るもののは質量百分率(%)							
	53mm	37.5mm	31.5 mm	19mm	4.75mm	2.36mm	425μm	75μm
RC-40	100	95~100	-	50~80	15~40	5~25	-	-
RC-30	-	100	95~100	55~85	15~45	5~30	-	-
RM-40	100	95~100	-	60~90	30~65	20~50	10~30	2~10
RM-30	-	100	95~100	60~90	30~65	20~50	10~30	2~10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

4. 環境安全性

コンクリート廃材等以外の廃棄物を製品の原材料の一部に用いる場合は、広島市再生資材使用指針に基づき設定されている環境安全性に係る試験項目及び基準値を満足するものであること。